

第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

プレスリリース

平成30年7月19日



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第18次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年7月19日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量3.5t以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されているJC08モード法又はWLTCモード法のいずれかとしていたところ、WLTCモード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成30年10月1日～

：平成31年10月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成32年9月1日～

：平成33年9月1日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量1.7tを超え3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

※WLTCモード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の1桁目に3～6が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

並行輸入自動車にかかる 届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、平成30年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第4号様式）の様式が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 届出書に記載する並行輸入自動車の区分の「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
- ③ 「指定自動車等との相違点」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
→ 「指定自動車等との相違点」が有る場合には、指定自動車等との相違点に関する記載及び資料の添付、車両諸元概要表の添付、外観図の添付に漏れないようご注意ください。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第21次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成31年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法[7-62, 8-62, 7-63, 8-63]

協定規則第98号（放電灯式前照灯）、第112号（非対称配光型前照灯）及び第113号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

○ 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査[別添2]

新規検査※、予備検査※及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

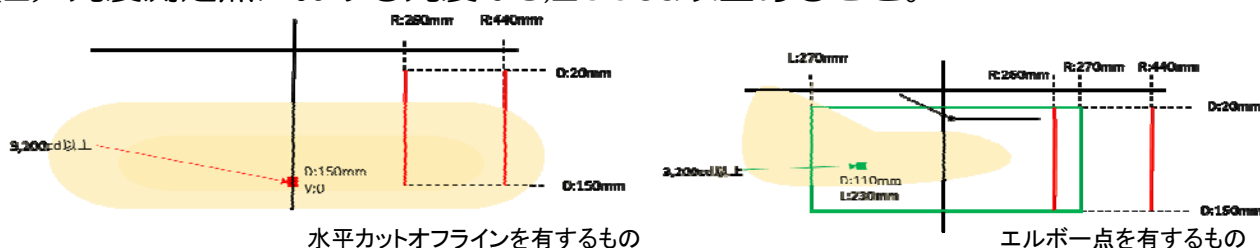
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

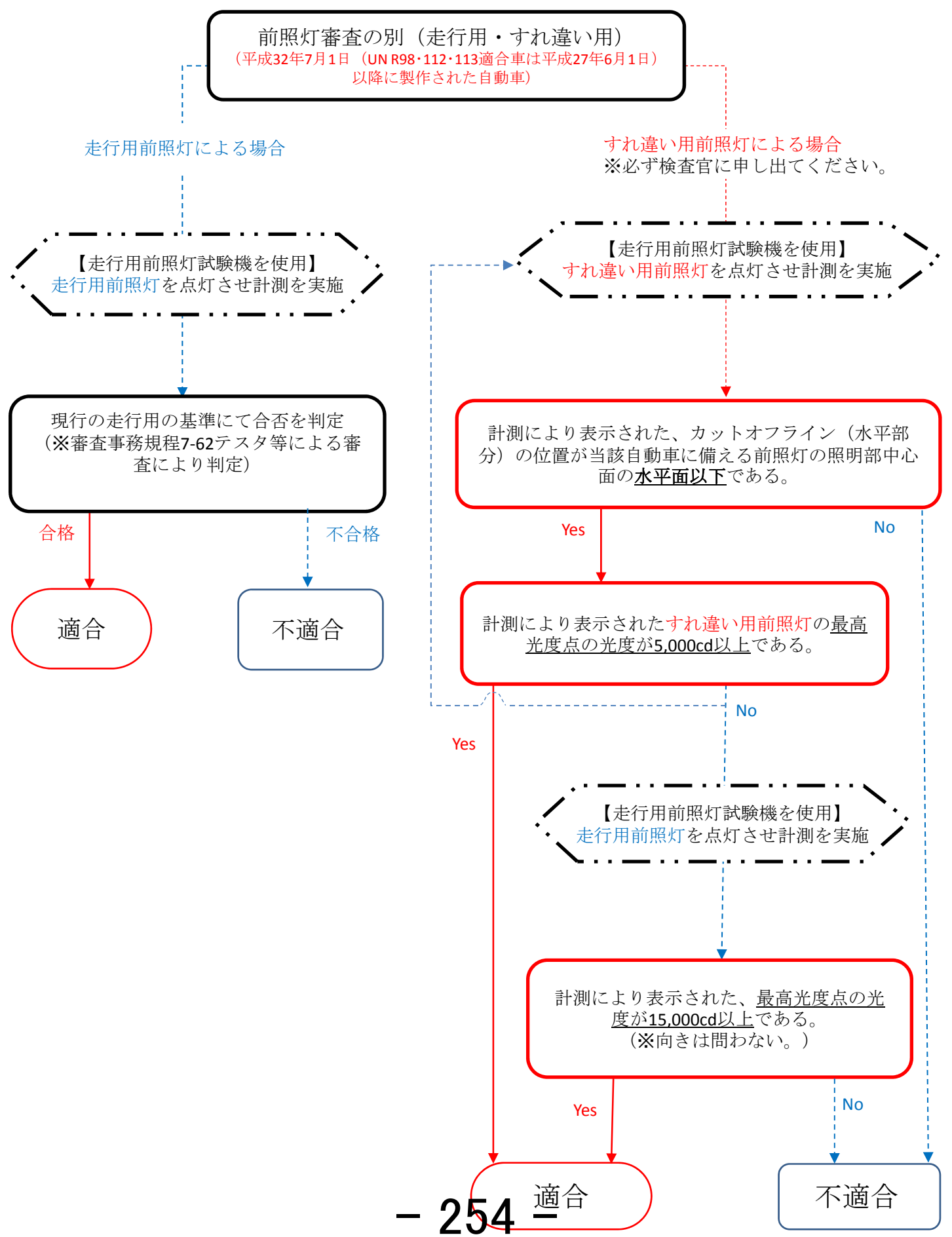


独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 年 月 日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

＜貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。＞

【概要】

使用過程車に係る検査※¹において、自動車の用途等の変更※²により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。

－ 審査事務規程の一部改正について（第23次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年5月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第174回及び第175回会合関係]

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成31年1月2日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

- その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

[中央環境審議会第13次答申関係]

- 自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の内燃機を有する自動車についてはPM排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和2年12月1日以降の新型車

令和4年11月1日以降の継続生産車

[騒音防止装置関係]

- 平成28年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第16次改正時に同様の改正を実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 256 －

並行輸入自動車にかかる 届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、
令和元年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）の様式が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 届出書の騒音防止装置欄に記載する「性能確認」欄及び「消音器の表示」欄に新たな項目を追加します。

→ 「消音器の表示」欄の「表示なし（純正品から変更なし）」が選択できる自動車は、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者の資料等により確認できる場合に限られておりますのでご注意ください。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車届出書要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

提示期限 令和2年5月10日